

## FASB 財務会計概念書第 7 号における現在価値測定 公正価値評価の拡大を巡って

高 山 浩

### Abstract

In February 2000, The Financial Accounting Standards Board released their "Statement of Financial Accounting Concepts No. 7; Using Cash Flow Information and Present value in Accounting Measurements". In this statement, new concepts are introduced, such as the expected cash flow approach and the extension of present value measurement principles to include liabilities. The present paper aims to show that the fair value evaluation of assets and liabilities will become more widespread in the near future.

キーワード.....公正価値 現在価値 期待キャッシュ・フロー

### はじめに

米国財務会計審議会 (FASB) より、公表されている「財務会計諸概念に関するステートメント (SFAC)」は、1978 年 11 月に第 1 号『営利企業の財務報告の基本目的』が公表されて以来、次々に公表され、1985 年 12 月に第 6 号『財務諸表の構成要素』が公表され、一段落していたところであった<sup>1)</sup>。SFAC は『概念フレームワーク』とも呼ばれ、財務会計基準および財務報告基準の基礎となる根本原理を明らかにすることを目的とし、基準設定における拠り所とされている。

その後、1988 年より「現在価値による測定」のプロジェクトが開始され、討議資料の公表、2 度にわたる公開草案の公表を経て、2000 年 2 月に SFAC 第 7 号『会計測定におけるキャッシュ・フロー情報および現在価値の使用』が公表された。

SFAC 第 7 号は、期待キャッシュ・フロー・アプローチや負債に対する時価評価など、新たな概念が採用されている。

現在、わが国においても企業会計基準委員会が日本版『概念フレームワーク』の作成を手がけており、その討議資料が公表されている。これを受け、今後はわが国においても『概念フレームワーク』に対する議論が活発化すると思われる。

ここでは、SFAC 第 7 号を概観し、その特徴を明らかにするとともに、さらにその特徴における問題点は何かを検討したい。

## 1. FASB 財務会計概念書第7号の経緯

FASB は、1988年10月、会計測定における現在価値のより広範な側面を検討するためのプロジェクトに着手した。この現在価値プロジェクトの研究動機について、のちの討議資料の冒頭で「貨幣には時間価値がある。将来支払われる1ドルは、今日の1ドルより価値が小さい。以上のことは自明の理であり、大多数の人々が疑問を抱かずに受け入れている。現在価値は、経済学および会計学の分野で長い歴史がある。しかし、会計測定においては、しばしば現在価値が無視され、その代わりに将来の見積キャッシュ・フローの割引前の単純合計額が報告されてきた」と述べている<sup>2)</sup>。さらに、1966年の会計原則審議会(APB)の意見書第10号における記述を引用し、当時すでに割引計算についての検討の必要性がうたわれていたことを指摘し、それからすでに25年が経過しているが、そのフレームワークはいまだに検討中であるとしている<sup>3)</sup>。

FASB は、プロジェクト開始から2年後の1990年12月に、前述の討議資料『現在価値に基づく会計測定』を公表し、そのなかでFASBの採るべき方向として、

- a. これ以上の検討は必要ない旨の決定を下すこと
  - b. 新規のまたは修正された会計に関する公式見解が必要とされる特定の領域を明らかにすること
  - c. 新たなFASB財務会計諸概念に関するステートメントを形成すること
- の3つのアプローチを明らかにし、特にこのプロジェクトの結果が、すでに6号まで完了している財務会計概念書のあらたなひとつになることを示している。

1996年2月、FASBは、スペシャル・レポート『現在価値に基づく測定に関するFASBプロジェクト、審議内容および方法についての分析』を公表した。ここでは以下の4つの事項が分析されたとしている(par.8)。

- a. 1990年の討議資料に対する回答及びその後のFASBにおける審議内容
- b. FASBが他のプロジェクトで現在価値をどのように扱っているか
- c. 期待キャッシュ・フロー・アプローチを用いる場合の現在価値における諸問題を検討するための手法
- d. 配分に関する利息法によって生じる諸問題

そして、翌年の1997年6月ようやく、SFACの公開草案『会計測定におけるキャッシュ・フロー情報の使用』を公表した。しかし、これに対するコメントを検討し、公開草案を再審議した結果、改めて公開草案を公表する必要があるとして、1999年3月、2度目の公開草案『会計測定におけるキャッシュ・フロー情報と現在価値の使用』を公表した。

それから、1年後の2000年2月に、FASB財務会計概念書第7号『会計測定におけるキャッシュ・フロー情報および現在価値の使用』が公表された。プロジェクト開始から実に11年4ヶ月もの期間を要し、討議資料の公表、スペシャル・レポートの公表、さらに2度に渡る公開

草案の公表ということから考えると、それだけでも本プロジェクトが複雑であり、かつ重要であると考えられていることが理解できる。

SFAC 第7号では、測定問題を認識問題と切り離して、測定問題のみを扱っているとしながらも、期待キャッシュ・フロー・アプローチや負債に対する現在価値測定など新たな概念を扱っており、同時にそれがもっとも大きな課題であると思われる。

## 2. 現在価値の測定目的

### (1) FASB 財務会計概念書第5号『営利企業の財務諸表における認識と測定』との関係

SFAC 第7号では、その範囲について、「本ステートメントは、測定問題を扱っているが、認識上の諸問題は扱っていない(par.12)」とし、測定問題と認識問題を切り離して、測定問題のみを取り扱うとしている。そして、同じパラグラフにおいて、『財務会計概念書(SFAC)第5号；営利企業の財務諸表における認識と測定』における『認識』の定義を載せている。すなわち「認識とは、ある項目を資産、負債、収益、費用もしくはこれらに類するものとして、企業の財務諸表に正式に記録するかまたは記載するプロセスである。認識は、ある項目を文字と数値の両者を用いて表現し、かつ、その項目の数値が、財務諸表の合計数値の一部に含められることをいう(傍点筆者)」としているのである。

SFAC 第7号では、測定問題に絞り込んだ理由は明確には示されていないが、これらを考慮すれば、認識とは、簡単に言えばオンバランスすることであり、そのためには「数値」で記録もしくは記載する必要がある。そして、数値を求める作業こそが「測定」であると考え、測定できなければ、「認識」できないという考え方が優先していると思われる。

しかしながら、SFAC 第7号では、同時にまた、「FASBは、現在価値に関する作業は測定に焦点を合わせるべきであり、認識上の諸問題は他のプロジェクトに委ねるという決定をしたが、認識及び測定が相互に関連することは認めている(par.13)」としている。

企業会計において、認識と測定はいわば表裏一体といった観もあるが、ここでは、あえて両者を切り離し、測定問題を先行させ、測定可能性を決めた上で認識問題を個別に検討することで、認識問題についてもスムーズに解決を図ろうとしていると考えられる。

なお、現在FASBにおいては、これらを受けて、「収益の認識」プロジェクトを初め複数のプロジェクトが同時に進行中である。

一方、認識および測定に関しては、すでに1984年12月に、前述の『財務会計概念書(SFAC)第5号；営利企業の財務諸表における認識と測定』が公表されている。

周知のように、SFAC 第5号では、財務諸表に用いられる測定属性として、次の5つを挙げ

ている。

- a．歴史的原価（実際現金受領額）Historical cost
- b．現在原価 Current cost
- c．現在市場価値 Current market value
- d．正味実現可能（決済）価額 Net realizable (settlement) value
- e．将来キャッシュ・フローの現在（または割引）価値

Present (or discounted) value of future cash flows

これに対し、SFAC 第 7 号では、「近年、FASB は原初認識時（initial recognition）の測定およびそれ以降の期末におけるフレッシュ・スタート測定の場合には、ほぼ例外なく公正価値が基本であることを明らかにしてきた。SFAC 第 5 号では、公正価値という用語は用いられていない。しかし、SFAC 第 5 号で述べられている測定属性のいくつかは、公正価値に該当するといえよう。原初認識時においては、支払われたまたは受け取られた現金または現金同等物の金額（歴史的原価または実際現金受領額）は、反証がない限り、通常、公正価値の近似値であると考えられる。現在原価および現在市場価値は、いずれも公正価値の定義にあてはまる。正味実現可能価額および現在価値<sup>4)</sup>は、SFAC 第 5 号で述べられているように、公正価値に該当しない（par.7）」として、二つの属性を否定している。

SFAC 第 5 号では、公正価値という用語を用いていないのだから、当然、正味実現可能価額および現在価値が、公正価値に該当しないと書かれていない。ここでは、SFAC 第 5 号における正味実現可能価額および現在価値が、後に述べる公正価値の定義に該当しないということを行っているものと解される。

その標題から明らかなように、SFAC 第 7 号は、『現在価値』による測定問題をとりあげているが、このパラグラフでは、SFAC 第 7 号は、原初認識時、フレッシュ・スタート時、そのいずれの場合においても、基本的な測定属性は公正価値であると述べており、SFAC 第 7 号の最も特徴的かつ重要なキーワードはむしろ『公正価値』である可能性がある。

すなわち、これ以降の論理展開において、公正価値測定が、暗黙の前提となると考えられるのであるが、なぜ公正価値測定なのかという議論は SFAC 第 7 号の中では述べられていない<sup>5)</sup>。

そして、SFAC 第 7 号では、「現在価値が、原初認識時における会計測定およびフレッシュ・スタート測定において用いられる際の唯一の目的は公正価値を見積もることにある。言いかえれば、現在価値は、かりに市場価格すなわち公正価値が存在するならば、市場価格を構成するであろう諸要素を総体的に把握しようとするものである（par.25）」として、現在価値測定の目的を公正価値に限定するのである。

## (2) 公正価値と現在価値

前述したように、SFAC 第 7 号では、現在価値と同様にあるいはそれ以上に重要なキーワードが「公正価値」であると考えられるが、SFAC 第 7 号では、「資産（又は負債）の公正価値」を、以下のように定義する。

「独立した当事者間による競売または清算による処分以外の現在の取引において、資産（または負債）の購入（または負担）または売却（または弁済）を行う場合のその価額（Glossary of Term, par.24a）」

そして、資産もしくは負債に対する価格または本質的に同一の負債に対する価格を市場で入手できるならば、現在価値による測定を用いる必要はないとしている（par.17）。つまり、当該価格を市場により入手可能であれば、それが公正価値となるので、現在価値による測定は必要ないのである。

これを逆に考えれば、市場価格が存在しない場合は現在価値による測定を、公正価値とみなすことができるように、SFAC 第 7 号では規定しようとしていると考えられる。

ここにおいて、測定問題を認識問題と切り離して検討しようとしている点と合わせて考えると、市場価格が存在しないものでも、「現在価値」という代替的な「公正価値」が測定できれば、オンバランスの足がかりとなるという、オンバランスの拡大の方向が浮かび上がってくる。

そして、より広範なオンバランスのためには、「現在価値」は SFAC 第 5 号における伝統的アプローチによる「現在価値」ではなく、新たな「現在価値」すなわち期待キャッシュ・フロー・アプローチによる「現在価値」が必要になると考えられる。

そこで、SFAC 第 7 号では、前述のように SFAC 第 5 号における、（伝統的アプローチによる）「現在価値」は公正価値ではないと位置付けたと解することができる。

このように、SFAC 第 7 号は、直接的には現在価値について述べているが、その目的とするところは、公正価値の測定であり、公正価値測定こそが、統一された測定概念であるとする考えが、暗黙のうちにそのベースとなっていると思われる。しかし、そうであるならば、概念フレームワークとして、公正価値測定が用いられるべきであるという、理論的裏付けを述べる必要があるのではないだろうか<sup>6)</sup>。

## 3. 期待キャッシュ・フロー・アプローチ

### (1) 見積キャッシュ・フローと期待キャッシュ・フローの相違

SFAC 第 7 号ではその冒頭でいくつかのタームについての説明をしている。その中で、見積キャッシュ・フロー（estimated cash flow）と期待キャッシュ・フロー（expected cash flow）につ

いては次のように示している<sup>7)</sup>。

「従来、会計上の公式見解において、見積キャッシュ・フローという用語と期待キャッシュ・フローという用語は相互交換されつつ用いられてきた。本ステートメントでは、以下のよう  
に用いる。

見積キャッシュ・フローとは、将来受領または支払が行われる単一の数値を言う。

期待キャッシュ・フローとは、可能性のある見積値の一定の幅の中で確率を加重した数値の合計額のことを言う。見積上の平均値でもある」

また、estimate について、best estimate（最善の見積り）というタームを以下のように示している<sup>8)</sup>。

「可能性のある見積値の一定の幅の中の単一の最頻値。統計学では、最頻推定値という。従来、会計上の公式見解において、*最善の見積り*という用語は、「偏向のない」という意味から「最も可能性の高い」という意味まで多様な文脈の中で使用されてきた。本ステートメントでは後者の意味で*最善の見積り*という用語を用いて、*期待値*( expected amounts )という用語とは区別する」

このように SFAC 第7号では、従来は同じように用いられてきた、見積キャッシュ・フローと期待キャッシュ・フローを区別して用い、なおかつ、見積キャッシュ・フローには最善の見積りが適用されるとしたのである。

すなわち、見積キャッシュ・フローでは最頻値等の単一の数値（最善の見積り）が用いられるのに対し、期待キャッシュ・フローでは、複数の可能性のある数値に基づき、統計的処理によって、その期待値を用いるというようにしたのである。

例えば、キャッシュ・フローが100ドル、200ドル、または300ドルで、その確率がそれぞれ、10%、60%、30%であったとすると、期待キャッシュ・フローは  $(\$100 \times 0.1) + (\$200 \times 0.6) + (\$300 \times 0.3) = \$220$  となる。しかし、最善の見積りすなわち最頻値は \$200 である( par.45 )。

## （2）伝統的アプローチと期待キャッシュ・フロー・アプローチ

見積キャッシュ・フローも期待キャッシュ・フローも将来キャッシュ・フローを示すものであるから、現在価値の計算にあたっては一定の利子率で割引計算をする必要がある。期待キャッシュ・フローを用いない伝統的アプローチの場合、キャッシュ・フローは見積キャッシュ・フローを用いるが、見積キャッシュ・フローは最頻値などに代表され、その不確実性は加味されていないので、割引にあたって、その利子率にリスク調整を行う必要がでてくる。すなわち割引く利子率によって不確実性を価値測定に反映させるのである。

これに対し、期待キャッシュ・フローによって現在価値を計算する期待キャッシュ・フロー・アプローチでは、期待キャッシュ・フローはすでに将来の不確実性を見積りを確率として調整

しており、これにリスク調整後の利子率を適用すると、不確実性が二重にカウントされることになる。そこで期待キャッシュ・フロー・アプローチを採用した場合に用いる利子率にはリスク・フリー・レートが採用されることになる。

これを整理すると表 1 のようになる。

表 1 伝統的アプローチと期待キャッシュ・フロー・アプローチの相違点

	伝統的アプローチ	期待キャッシュ・フロー・アプローチ
適用される将来キャッシュ・フロー	見積キャッシュ・フロー 最頻推定値、最適見積値	期待キャッシュ・フロー 期待値、加重平均値
適用される利子率	リスク調整後のレート	リスク・フリー・レート

(筆者作成)

SFAC 第 7 号では、両者のうち期待キャッシュ・フローの有用性を強調している。例えば第 44 パラグラフでは、「伝統的アプローチは多くの測定に有用であるが、とりわけ比較可能な資産および負債を市場で観察できる場合に有用である。しかし、FASB は伝統的アプローチでは、その項目の市場または比較可能な項目が存在しない非金融資産および非金融負債の測定をはじめ、一定の複雑な測定上の問題に対処するために必要な手段が提供されないと判断した。伝統的アプローチは、利子率の選択を何よりも重視している。「リスクに対応する利子率」を適切に調査するためには少なくとも 2 つの項目に関する分析、すなわち市場に存在し利子率を観察できる資産又は負債、および測定対象の資産または負債に関する分析が必要とされる。測定対象のキャッシュ・フローの適切な利子率は、他の資産または負債の観察可能な利子率から推定されなければならないが、その推定を行うためには、そのキャッシュ・フローの特徴が、測定対象の資産についての特徴と類似していなければならない<sup>9)</sup>」として、その困難性を示している。

そしてさらに、測定を行う際、期待キャッシュ・フロー・アプローチでは、単一の最も可能性の高いキャッシュ・フローではなく、可能性のあるキャッシュ・フローに関するすべての期待値が用いられるとして、FASB は多くの場合に伝統的アプローチよりも、期待キャッシュ・フロー・アプローチのほうがより有効な測定手段を提供すると判断したとしている (par.44)。

### (3) 期待キャッシュ・フロー・アプローチを巡る論点

期待キャッシュ・フロー・アプローチの採用は SFAC 第7号における最も重要な特徴のうちのひとつと考えられる。

伝統的アプローチが将来キャッシュ・フローの見積りに関して、最頻値という概念を用いるのに対して、期待キャッシュ・フロー・アプローチではその測定に期待値を採用したために、従来は、発生の可能性はあるが、蓋然性に問題があったり、測定の信頼性に問題があるとして認識されなかった項目も認識できるようになる点で改善がもたらされると考えられる<sup>10)</sup>。

また、将来キャッシュ・フローの金額および時期が確定していない資産についても、その期待値を求めることにより、現在価値を測定することが可能となった。さらに、パラグラフ 44にあるように、算出が困難な利率率に対して、リスク・フリー・レートを採用したことにより、その算定が比較的容易になった点も、あげられる。

しかし、同じパラグラフ 44において「FASBは伝統的アプローチでは、その項目の市場または比較可能な項目が存在しない非金融資産および非金融負債の測定をはじめ、一定の複雑な測定上の問題に対処するために必要な手段が提供されないと判断した(傍点筆者)」とあるように、現在価値の適用を金融資産あるいは金融負債に限らず、非金融資産および非金融負債にまで、適用できる可能性を示唆している点を考慮すると、その採用については、今後さらに注視することが必要であると思われる。

## 4. 負債の測定

### (1) 負債に適用される時価概念

前述のように、「現在価値による測定」のプロジェクトでは、SFAC 第7号公表にあたって、2度に渡って公開草案の公表を行っている。1997年6月の「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報の使用」(以下、「第1公開草案」と言う)とこれを改訂した1999年3月公表の「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報および現在価値の使用」(以下、「第2公開草案」と言う)である。

負債に適用される時価概念は、第1公開草案と第2公開草案では異なっている。第1公開草案では、負債の測定目的として、資産としての公正価値(fair value as assets) (第三者との)清算のための公正価値(fair value in settlement) 企業自身による清算のための価値(value in settlement by the entity) の3つがあげられている<sup>11)</sup>。

「資産としての公正価値」とは、他の企業が当該負債に対する請求権を資産として所有しようとするときに支払うと思われる価格のことであるとされる<sup>12)</sup>。



次に、「清算のための公正価値」とは、もし、第三者に当該負債を引き受けてもらう取引が成り立つとしたならば、当該企業が第三者に支払うべき金額のことであるとしている<sup>13)</sup>。

そして、「企業自身」による清算のための価値とは、企業が当該負債を清算するために犠牲を強いられる資産等の現在価値とされる<sup>14)</sup>。これは、当該負債の「企業固有の価値」(entity-specific value)であり、いわば、企業自身が評価した負債の現在価値ということになる。

「企業固有の価値」は第1公開草案においては、現在価値の測定目的にしていたが、第2公開草案では、「企業固有の価値」は公正価値より有用な情報を提供する状況が想定できなかったという理由から、現在価値の測定目的から除外され、公正価値のみが唯一の測定目的とされた。これに伴い、負債の測定目的から企業自身による清算のための価値も除外された<sup>15)</sup>。細井庸弘は「企業の意図あるいは予測が何であれ、資産の取得あるいは負債の清算をするにあたっては市場の価格を支払う必要があることも論拠としてあげられており、『市場』を重視する姿勢が見受けられるとしている<sup>16)</sup>。

第2公開草案において、負債の測定目的から「企業自身による清算のための価値」が除外され、SFAC第7号では、負債の適用および測定目的について次のように述べている(par.75)。

「本ステートメントで示されている諸概念は、資産のみならず負債にも適用される。しかし、負債の測定には、資産の測定において生じる諸問題とは異なる問題を伴うこともあり、また公正価値の算定にさいして資産の場合とは異なる方法が必要となるかもしれない。負債の公正価値の見積りに現在価値法を用いる場合、その目的は、現時点で、(a)債権者に対する当該負債を弁済するために必要な資産の価値、または(b)信用状況が同程度の実体に当該負債を譲渡するために必要な資産の価値を見積もることである」

負債の測定には、資産の測定において生じる諸問題とは異なる問題を伴うこともあるとしながらも、ここにおいても、前節で見たように、測定属性としては公正価値に一本化が図られているのである。

そして、例えば、保証付きの製品を販売した場合の保証部分についても、「かかる製品の購入者は、保証付き製品から保証部分だけを切り離して売却できる力をもつことも、そのようにしようとすることもまれであるが、それでも購入者は保証部分を資産として保有している。実体の負債のなかには、環境浄化の義務のように、特定の個人の資産ではないものもある。しかし、そのような負債も、第三者の引き受けによって決済されることもある。このような負債の公正価値を見積もる場合には、会計専門家は、実体がその負債を引き受ける第三者に対して支払わなければならない価格を見積もろうとしている」として、市場を強く意識した公正価値による測定を要求し、「企業固有の価値」の見積もりを排除しようとしている。

## （2）信用リスク

負債の測定にあたり SFAC 第7号では「最も目的に適合する負債の測定値には、通常、支払義務のある実体の信用状況が反映されている。実体の債務を資産として保有するものは、支払に応じる価格を決定する際その実体の信用状況を織り込んでいる。実体が現金との交換で負債を負う際、その実体の信用状況の役割を容易に観察することができる。固定した金額を支払う約束に関して言えば、信用状況が良好な実体は信用状況が悪化している実体よりも多くの現金を受け取ることになる」として、信用リスクを反映させるように要求している(par.78)。

これを前述の負債の公正価値の見積りに現在価値法を用いる目的、すなわち「(a)債権者に対する当該負債を弁済するために必要な資産の価値、または(b)信用状況が同程度の実体に当該負債を譲渡するために必要な資産の価値を見積もること」に重ねて考えれば、

(a)の場合は、債権者が所有する資産としての信用状況を反映させた価値に置き換えて測定しようとしているものであり、(b)においてもまた、市場における第三者を介在させることで、やはり信用リスクを反映させた資産の価値として測定しようとしているものであると考えられる<sup>17)</sup>。

確かに債権者側から見れば、資産を評価する場合、当該資産の信用リスクを反映させることは当然のことと思えるし、ゼロ・クーポン発行を想定した場合は、原初認識時に受領できる金額は当該債券発行企業の信用リスクによって、左右されることは間違いない。しかし、当該企業にとって将来弁済すべき金額、すなわち将来キャッシュ・アウト・フローは固定されたものであり、自社の信用状況の変化に関わらず変化しないはずである。

また、自社の信用リスクが増大した際（例えば格付け会社による格付けが下げられた場合など）に、信用リスクを反映させてフレッシュ・スタート測定することを考えると、信用リスク増大により、当該負債の測定値は低下することになるが、簿記上で考えれば、これにより、負債の減少と所有者持分の増加という結果をもたらされることになる。信用リスクが増大して、所有者持分が増加するといういわゆる負債測定のパラドックスの問題である。

これに対して SFAC 第7号では次のように解説している。

「公正価値によるあらゆる測定と同じく、負債のフレッシュ・スタート測定は、償却ベースによる負債の報告に比べて、意外な結果をもたらす可能性がある。信用状況の変化は、実体の資産に対する2種類の請求者（株主および債権者）の地位を相対的に変化させる。信用状況が悪化すれば、債権者の請求権の公正価値は減少する。その実体の資産に対する株主の残余請求権の額は増加するよう思われるかもしれないが、その増加分は信用状況の悪化によって生じたはずの損失と相殺されることになるといえよう。株主は、通常、企業の負債の支払の請求を受けることがありえないために、その残余請求権の金額はほぼゼロに近く、また限定される。このように、借り手の状態の変化により、必然的に株主の地位は変化し、逆もまた同じである。

( par.87 )」

このように解説するが、会計上、所有者持分が増加することになることには変わりはなく、これが利益として計上されるのかどうかについては全く触れられておらず、FASB 自体このことについて明確な結論が得られていないものと思われる。

結論的には、負債の測定にさいして、信用状況を反映させなければ、負債間の経済的な差異を無視することになるとして、信用状況の反映を要求している ( par.88 )。この論理は資産の評価にも共通しているものであり、経済的に (あるいは経済学的に) 価値の相違があるものを会計上も識別しようとしているものと思われる<sup>18)</sup>。

そう考えると企業が所有する経済学的に価値のあるものを会計上も認識しようとする一つの方向性が浮かびあがってくるのではないだろうか。

## おわりに

期待キャッシュ・フロー・アプローチの採用により、将来キャッシュ・フローの金額および時期が確定していない資産についても、その期待値を求めることにより、現在価値を測定することが可能となった。また、算出が困難な利子率に対して、リスク・フリー・レートを採用したことにより、その算定が比較的容易になった。これらは従来測定が困難であったため、オフバランスとなっていた項目をオンバランスすることが可能となった点で評価できそうである。

ここで、測定問題を認識問題と切り離して検討しようとしている点と合わせて考えると、市場価格が存在しないものでも、「現在価値」という代替的な「公正価値」が測定できれば、オンバランスの足がかりとなるという、オンバランスの拡大の方向がうかがえる。

また、負債の測定については、市場を強く意識した公正価値による測定を要求し、「企業固有の価値」の見積もりを排除しようとしている。

SFAC 第 7 号は、その表題にあるように現在価値の測定を焦点としているが、目的とするところは、公正価値の測定であり、公正価値測定こそが、統一された測定概念であるとする考えが、暗黙のうちにそのベースとなっている。

現在、FASB では「FASB 公正価値測定プロジェクト」が進行中であり、SFAC 第 7 号の内容を包含する“Fair Value Statement”の開発を考えている。そして、このステートメントの位置付けを新たな基本フレームワークであるとしている。

< 注 >

- 1) 設定の詳細については、津守常弘『会計基準形成の論理』森山書店、2002 年を参照のこと。
- 2) FASB, Discussion Memorandum, “Present Value-based Measurements in Accounting”, 1990. なお、日本語訳については、企業財務制度研究会『現在価値 キャッシュ・フローを用いた測定』中央経済社、1999 年を

参照した。

- 3) Ibid. p. (i).
- 4) ここにおける「現在価値」は、SFAC 第5号における「現在価値」を指していると思われる。
- 5) なお、公正価値測定の問題に関して FASB は、現在、「公正価値測定 fair value measurements」プロジェクトが進行中であり、本年6月には公開草案を公表が公表された。
- 6) 前注のように、現在プロジェクトは進行中であるが、当該フレームワーク公表後に、検討されるといふのは、理論的整合性に欠けているといわざるを得ない。
- 7) FASB, “*SFAC No.7; Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*”, 2000, p.1  
平松一夫・広瀬義州『FASB 財務会計の諸概念（増補版）』中央経済社、2001年、420頁。
- 8) Ibid. p.17. 前掲書 443頁。
- 9) Ibid. p.16. 前掲書 443頁。
- 10) 佐藤信彦「会計測定における割引現在価値 SFAC7号『会計測定におけるキャッシュ・フロー情報と現在価値の使用』を中心に」『経済集志』第70巻第2号、日本大学経済学研究会、2000年、162頁。
- 11) Financial Accounting Standards Board, Exposure Draft, “*Using Cash Flow Information in Accounting Measurements*” FASB, 1997.
- 12) Ibid. paragraph 52.
- 13) Ibid. paragraph 53.
- 14) Ibid. paragraph 54
- 15) Financial Accounting Standards Board, Exposure Draft (Revised ), “*Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*” FASB, 1999.
- 16) 細井庸弘「現在価値の概念とその測定をめぐる諸問題」、企業財務制度研究会訳『現在価値 キャッシュフローを用いた会計測定』中央経済社、1999年、「補章その1」として所収、214頁。
- 17) 田中 勝 「負債の時価評価の展開に関する一考察 FASB 概念ステートメント第7号を中心に」『九州産業大学商経論叢』第41巻第3号、2000年、147頁。
- 18) G. Michael Crooch and Wayne S. Upton “The FASB Series Understanding the Issues, Credit Standing and Liability Measurement” FASB, June, 2001. 日本語訳、澤悦男、佐藤真良「信用度と負債の測定」『企業会計』第54巻第11号、2002年、106頁ではFASBの基本的な主張の二つの内の一つとして「公正価値測定モデルにおいては、経済的には同等の資産または負債に対して異なる測定値を与えるべきではない。この第二の主張から言えることは、会計報告は、経済的に異なる資産または負債を同じように見せてはならないということである」としている。

主指導教員（木下勝一教授）、副指導教員（柳喜重郎教授・澤田克己教授）